

# 電子帳簿保存法に関する 実務上の留意点

名古屋国税局 消費税課

(注) 本資料は、令和5年度税制改正までの情報に基づいて作成しています。

# 電子帳簿等保存制度の概要

- 電子帳簿等保存制度は、**納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点**から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度。
- ただし、**改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点**から、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件を設けている。

## ① 電子帳簿等保存（希望者のみ）

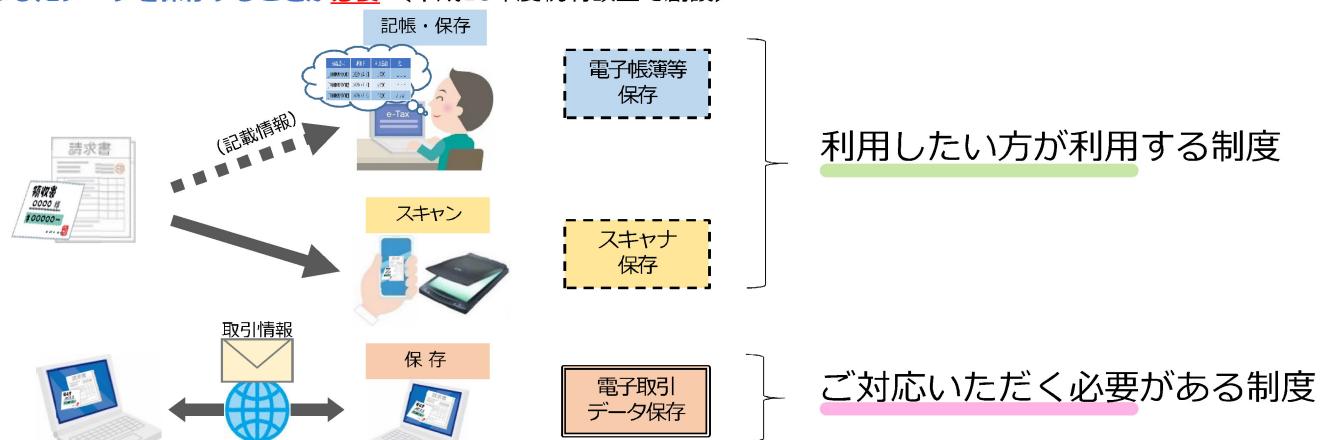
帳簿（仕訳帳等）や国税関係書類（決算関係書類等）のうち**自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているもの**については、**一定の要件の下、データのまま保存等ができる**〔平成10年度税制改正で創設〕

## ② スキャナ保存（希望者のみ）

決算関係書類を除く国税関係書類（例：取引先から受領した領収書・請求書等）については、その書類を保存する代わりとして、**一定の要件の下でスマートフォンやスキャナで読み取ったデータを保存することができる**〔平成17年度税制改正で創設〕

## ③ 電子取引データ保存（義務化）

所得税・法人税に関する帳簿書類の保存義務者は、**取引情報のやりとりをデータで行った場合**には、**一定の要件の下、やりとりしたデータを保存することが必要**〔平成10年度税制改正で創設〕



〔R3.12 国税庁・国税局・税務署〕

1

## 電子取引データはデータのまま保存が必要です

### ○ 保存すべき電子データは？

#### ◆ 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

(例) 請求書、領収書、契約書、見積書など

※ 受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

※ 例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB上で行った備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります（PDFやスクリーンショットによる保存も可）。

### ○ どのように保存する必要があるのか？

#### ◆ 改ざん防止のための措置をとる

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」でも構いません。

#### ◆ 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

専用システムを導入していくなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です。

#### ◆ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける

2

# 電子取引データの保存方法（保存等の要件①）

## 電子取引の定義

取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常される事項）の授受を電磁的方式により行う取引

## 電子取引を電磁的に保存する場合の要件①

### 真実性の要件

以下の**いずれかの措置**を行うこと。

- ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う（規4①一）。
- ② 取引情報の授受後、速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく（規4①二）。
- ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、その事実・内容を確認できる（又は記録事項の訂正・削除を行うことができない）システムで取引情報の授受及び保存を行う（規4①三）。
- ④ 正当な理由がない訂正削除の防止に関する事務処理規程を定め、規定に沿った運用を行う（規4①四）。

3

# 電子取引データの保存方法（保存等の要件②）

## ○ 改ざん防止のための措置について

◆ システム費用等をかけずに導入できる“改ざん防止のための事務処理規程”については、[国税庁HPでサンプルを公表](#)しています。

※ Wordファイルで公表していますので、ひな形としてご活用いただけます。



## （サンプル）電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

（訂正削除の原則禁止）

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

（訂正削除を行う場合）

第9条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

### 法人の例【一部抜粋】

2 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。

4

## 電子取引データの保存方法（保存等の要件③）

### 電子取引を電磁的に保存する場合の要件②

可視性の要件	電子計算機処理システムの概要書を備付けること（規2②一イ、⑥七、4①）。
	保存場所に電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルの備え付け、整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できること（規2②二、4①）。
検索要件 ※2	<b>①取引年月日その他の日付、取引金額、取引先の記録項目により検索できること</b> (規2⑥六イ、4①) <b>②日付又は金額の範囲指定により検索できること</b> （規2⑥六口、4①）※1 <b>③二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること</b> （規2⑥六ハ、4①）※1

(注) 「※1」検索要件①～③について、保存義務者が、税務職員の質問検査権行使に基づく電子取引により授受した取引情報に係る電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、②③の要件が不要。

「※2」 基準期間の売上高が1,000万円以下である者（小規模な事業者）について、税務職員の質問検査権行使に基づく電子取引により授受した取引情報に係る電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、**検索要件の全て（①～③）が不要**。「基準期間」とは、個人事業者については電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人については電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいう。

5

## 電子取引データの保存方法（保存等の要件④）

### ○ 検索機能を確保する簡単な方法とは！

#### 簡易な方法①

電子取引

以下のいずれかの方法でも、検索機能を確保していることとなります。

[イメージ]

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20210131	110000	株霞商店	請求書
2	20210210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20210228	330000	国税工務店(株)	領収書
:				
49	20211217	220000	株霞商店	請求書
50	20211227	55000	国税工務店(株)	領収書

[イメージ]

- ✉ 20210131\_110000\_(株)霞商店.pdf
- ✉ 20210210\_330000\_国税工務店(株).msg
- ✉ 20210228\_330000\_国税工務店(株).pdf
- ✉ 20211217\_220000\_(株)霞商店.msg

(例) 2021年1月31日 (株)霞商店からの110,000円の請求書なら「20210131\_110000\_(株)霞商店」

#### 簡易な方法②

帳簿等

スキャナ

電子取引

◆ 保存データについて、質問検査権に基づいて当局が行う「ダウンロードの求め」に応じることができるようになっている場合には、**条件②③（範囲指定、組み合わせでの検索）は不要**。

◆ ただし、税務職員がダウンロードを求めたデータ全てについて応じられること等が必要。

#### 簡易な方法③

電子取引

◆ 電子取引データ保存については、以下をいずれも満たす場合には、**検索要件自体を満たすことが不要**

- 当局が質問検査権に基づいて行う「ダウンロードの求め」に応じることができるようしている
- 2年前(2期前)の売上高が1,000万円以下

6

## 電子取引データの保存方法をご確認ください

- ◆ 令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません（事前申請等は不要）。
- ◆ 令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。

- 請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。
- **申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。**

### 電子取引データの保存に関する主な改正事項

※令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用

- **令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。**

(参考) 令和5年12月31日までにやり取りした電子取引データを「宥恕措置」を適用して保存している方は、令和6年1月1日以後も保存期間が満了するまで、そのプリントアウトした書面を保存し続け、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば問題ありません。

### 電子取引データの保存に関する主な改正事項

※令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用

- **新たな猶予措置が整備されました！**

- ◆ 次のイ・ロの要件をいずれも満たしている場合には、**改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要**となり、**電子取引データを単に保存**しておくことができることとされました。
  - イ 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）
  - ロ 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じができるようにしている場合

令和5年12月31までの宥恕措置では、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じる必要はありませんでしたが、**令和6年1月からの新たな猶予措置**では、**プリントアウトした書面の提示・提出の求めに加え、電子取引データについても「ダウンロードの求め」にも応じる必要**があります。

- **検索機能の全てを不要とする措置の対象者が見直されました！**

- ◆ 税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め（調査担当者にデータのコピーを提供すること）」に応じることができるようにしている場合に**検索機能の全てを不要とする措置**について、以下のとおり対象者が見直されました。
  - イ 検索機能が不要とされる対象者の範囲が、**基準期間(2課税年度前)の売上高が「1,000万円以下」**の保存義務者から**「5,000万円以下」**の保存義務者に**拡大**されました。
  - ロ 対象者に「**電子取引データをプリントアウトした書面**を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに**整理された状態**で**提示・提出**することができるようになっている**保存義務者**」が**追加**されました。

# 国税庁HPの電子帳簿等保存制度特設サイト

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

▶ 本文へ ▶ English ▶ 文字拡大・読み上げ ▶ 利用者別に調べる ▶ サイトマップ

ホーム 税の情報・手続・用紙・  
刊行物等・ 法令等・ お知らせ・ 国税庁等について・

ホーム / 法令等 / その他法令解釈に関する情報 / 電子帳簿保存法関係

## 電子帳簿保存法関係

- 1. [電子帳簿保存法の概要](#)
- 2. [パンフレット（過去の主な改正を含む）](#)
- 3. [関係法令・取扱通達等](#)
- 4. [届出等の様式](#)
- 5. [一問一答（Q&A）](#)
- 6. [制度創設等の背景](#)
- 7. [JIIMA認証情報リスト](#)
- 8. [要件適合性に関する事前相談窓口](#)
- 9. [令和3年度税制改正](#)

電子帳簿等保存制度特設サイト

電子帳簿保存法は、税務関係帳簿書類のデータ保存を可能とする法律で、同法に基づく各種制度を利用することで、経理のデジタル化が図れます。  
また、取引に関する書類に通常記載される情報（取引情報）を含む電子データをやり取りした場合の、当該データに関する保存義務やその保存方法等についても同法により定められていますので、所得税法・法人税法上の保存義務者となる方は、特に「電子取引」についてご確認ください。

制度別に調べる

電子取引  
メールやインターネットを介してやり取りした取引情報に係るデータの保存義務について



ホーム> 法令等> その他法令解釈に関する情報> 電子帳簿保存法関係  
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/index.htm>